

平成 28 年 12 月 19 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 白川 真 殿

コモンズ投信株式会社
代表取締役社長 伊井 哲朗 ㊟

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額等（平成 28 年 11 月末現在）

資本金	6 億 8,094 万 1,250 円
発行可能株式総数	90,000 株
発行済株式総数	57,957 株
最近 5 年間における資本金の額の増減	
平成 24 年 5 月	資本金 4 億 2,555 万 3,750 円に増資
平成 25 年 12 月	資本金 5 億 1,233 万 6,250 円に増資
平成 27 年 3 月	資本金 5 億 2,921 万 1,250 円に増資
平成 27 年 10 月	資本金 6 億 8,094 万 1,250 円に増資

(2) 委託会社の機構（平成 28 年 11 月末現在）

① 経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は 5 名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後 2 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとします。

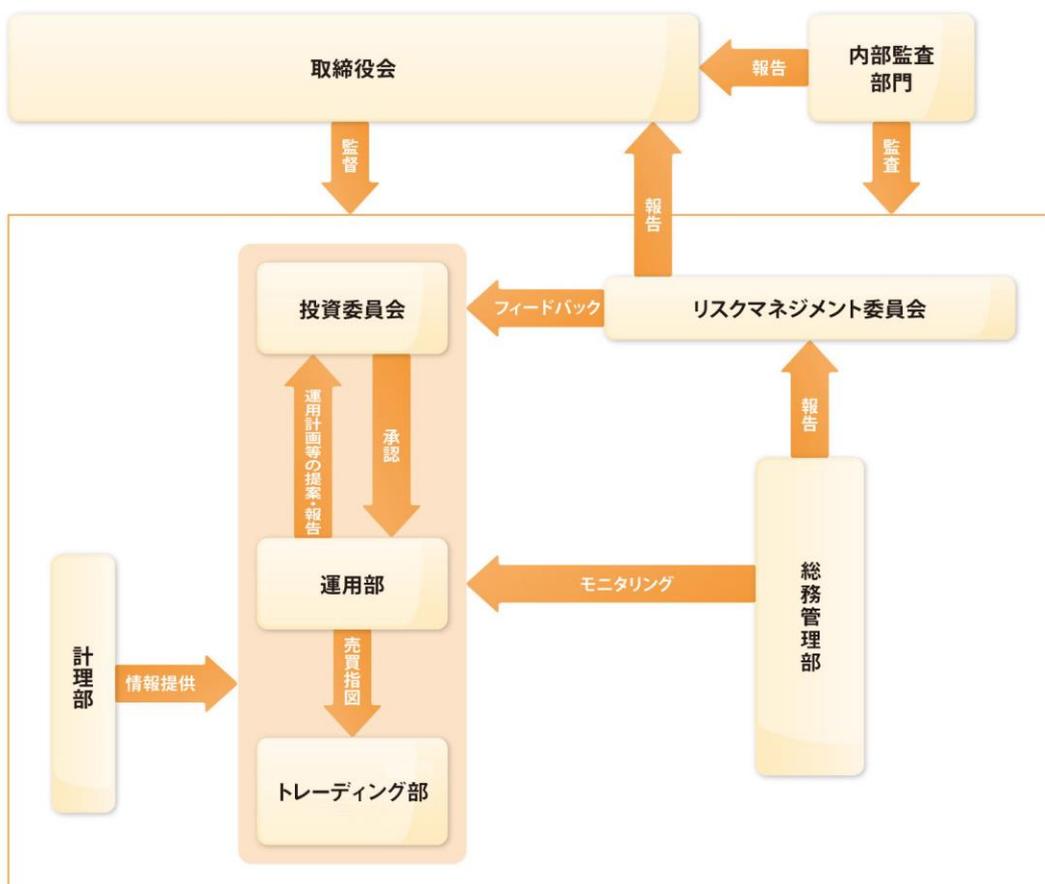
取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会の決議をもって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い、業務を執行します。

取締役会は、コンプライアンス部、顧客業務部、マーケティング部、総務管理部、計理部、運用部、トレーディング部の業務執行について、法令または定款に定めのある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定するとともに、指揮監督を行います。

② 運用体制

ファンドの運用体制、運用に係る内部管理および意思決定を監督する組織等は次の通りです。



※当社ではファンドの運用に関する社内規則として、運用規程、投資委員会規程、リスクマネジメント委員会規程および議決権行使に関する方針、運用の組入比率に関するガイドライン等を定めております。

<業務内容>

○取締役会

- ・運用体制全般についての管理監督

○投資委員会

- ・ 投資信託財産にかかる運用目的や運用方針の決定

○運用部

- ・ 運用計画の策定、投資委員会への提案・報告等
- ・ ガイドラインに従ったポートフォリオの作成
- ・ マクロ・ミクロ(企業調査等)の調査・分析
- ・ 運用に係る売買の執行の指示

○トレーディング部

- ・ 運用部の指示に基づく売買の執行

○計理部

- ・ 日々の投資信託財産の純資産総額の算出等、信託財産の管理。運用部等への信託財産に係る各種情報の提供

○総務管理部

- ・ 運用状況、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングおよびモニタリング結果のリスクマネジメント委員会への報告

○リスクマネジメント委員会

- ・ 前述のモニタリング結果の評価および評価結果の各部門へのフィードバックと取締役会への報告

○内部監査部門

- ・ 運用体制全般について内部管理態勢の適切性並びに有効性の検証および検証結果の取締役会への報告

※ファンドの運用体制等は平成 28 年 11 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 事業の内容及び営業の概況

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める受益権の直接募集業務を行います。平成 28 年 11 月末日現在、当社は下記のとおり、投資信託（親投資信託を除きます。）の運用を行なっています。

商品分類	本数	純資産（百万円）
追加型株式投資信託	7	26,078

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、他表の数字の合計と一致しないことがあります。

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるコモンズ投信株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2) 財務諸表の記載金額について、千円単位の表示箇所ものは、端数を切り捨てて表示しております。

(3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)および当事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、優成監査法人により監査を受けております。

また、当中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の中間財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき優成監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度末 (平成 27 年 3 月 31 日現在)		当事業年度末 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I. 流動資産					
現金及び預金		56,027		163,353	
直販顧客分別金信託		140,187		112,253	
立替金		3,220		400	
前払費用		1,674		1,690	
前払金		907		945	
未収委託者報酬		30,763		44,883	
未収収益		-		83	
未収入金		1		40	
未収消費税等		1,084		691	
流動資産計		233,868	94.5	324,342	96.0
II. 固定資産					
(1)有形固定資産					
器具備品	※1	1,152		2,239	
建設仮勘定		702		-	
有形固定資産合計		1,854	0.7	2,239	0.7
(2)無形固定資産					
ソフトウェア		1,413		918	
無形固定資産合計		1,413	0.6	918	0.3
(3)投資その他の資産					
差入保証金		10,125		9,878	
その他		310		310	
投資その他の資産合計		10,435	4.2	10,188	3.0
固定資産計		13,703	5.5	13,346	4.0
資産合計		247,572	100.0	337,689	100.0

		前事業年度末 (平成 27 年 3 月 31 日現在)			当事業年度末 (平成 28 年 3 月 31 日現在)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
(負債の部)							
I. 流動負債							
短期借入金			20,000			-	
預り金			17,302			8,323	
顧客からの預り金			79,153			4,702	
前受金			570			516	
未払費用			7,445			11,951	
未払金			9,906			13,335	
未払法人税等			2,096			3,135	
流動負債計			136,473	55.1		41,964	
負債合計			136,473	55.1		41,964	12.4
(純資産の部)							
I. 株主資本							
資本金			529,211	213.8		680,941	201.6
資本剰余金							
資本準備金		529,211			680,941		
資本剰余金計			529,211	213.8		680,941	201.6
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		△947,323			△1,066,157		
利益剰余金計			△947,323	△382.6		△1,066,157	△315.7
株主資本計			111,098	44.9		295,725	87.6
純資産合計			111,098	44.9		295,725	87.6
負債・純資産合計			247,572	100.0		337,689	100.0

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
I. 営業収益					
委託者報酬		107,380		183,428	
その他営業収益		484		77	
営業収益計		107,864	100.0	183,506	100.0
II. 営業費用					
広告宣伝費		8,855		11,075	
事務委託費		69,871		78,540	
支払手数料		22,676		44,186	
その他		5,581		6,696	
営業費用計		106,985	99.2	140,499	76.6
III. 一般管理費					
給料		85,519		96,176	
役員報酬		21,900		21,900	
給料手当		63,619		74,276	
租税公課		2,394		3,759	
地代家賃		7,114		7,344	
支払報酬		7,207		8,528	
固定資産減価償却費		730		1,901	
その他		29,980		33,303	
一般管理費計		132,948	123.3	151,013	82.3
営業損失		132,068	△122.4	108,007	△58.9

		前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
			百分比 (%)		百分比 (%)
IV. 営業外収益					
受取利息			40		46
受取手数料			778		402
その他			12		2
営業外収益計			832	0.8	452
V. 営業外費用					
支払利息			137		168
株式交付費			155		10,131
その他			53		29
営業外費用計			346	0.3	10,328
経常損失			131,583	△122.0	117,883
税引前当期純損失			131,583	△122.0	117,883
法人税、住民税及び事業税			950	0.9	950
当期純損失			132,533	△122.9	118,833

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益剰 余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合 計		
平成26年4月1日残高	512,336	512,336	512,336	△ 814,790	△ 814,790	209,882	209,882
新株の発行	16,875	16,875	16,875	—	—	33,750	33,750
当期純損失	—	—	—	△ 132,533	△ 132,533	△ 132,533	△ 132,533
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	16,875	16,875	16,875	△ 132,533	△ 132,533	△ 98,783	△ 98,783
平成27年3月31日残高	529,211	529,211	529,211	△ 947,323	△ 947,323	111,098	111,098

当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益剰 余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合 計		
平成27年4月1日残高	529,211	529,211	529,211	△ 947,323	△ 947,323	111,098	111,098
新株の発行	151,730	151,730	151,730	—	—	303,460	303,460
当期純損失	—	—	—	△ 118,833	△ 118,833	△ 118,833	△ 118,833
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	151,730	151,730	151,730	△ 118,833	△ 118,833	184,626	184,626
平成28年3月31日残高	680,941	680,941	680,941	△ 1,066,157	△ 1,066,157	295,725	295,725

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品 5年

無形固定資産…定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

2. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度（平成27年3月31日）

※1 有形固定資産の減価償却累計額 64千円

当事業年度（平成28年3月31日）

※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,299千円

(損益計算書関係)

前事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
A種類株式	90	—	—	90
B種類株式	10,090	—	—	10,090
C種類株式	42,461	1,500	—	43,961
合計	52,641	1,500	—	54,141

(変動事由の概要)

株式の増加数の内訳は、次の通りであります。

増資に伴う新株発行による増加 C種類株式 1,500株

注. 各種類株式について

A種類株式を有する株主は、剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利を有しない。

B種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができない。

C種類株式を有する株主は、払込金額の50%を超える配当を受け取るまでの間、A種類・B種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有する。

C種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができない。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
A種類株式	90	26	—	116
B種類株式	10,090	3,790	—	13,880
C種類株式	43,961	—	—	43,961
合計	54,141	3,816	—	57,957

(変動事由の概要)

株式の増加数の内訳は、次の通りであります。

増資に伴う新株発行による増加 A種類株式 26株
B種類株式 3,790株

注. 各種類株式について

A 種類株式を有する株主は、剰余金の配当を受ける権利を有しない。

B 種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができない。

C 種類株式を有する株主は、払込金額の 50%を超える配当を受け取るまでの間、A 種類・B 種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有する。

C 種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができない。

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社におきましては、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

短期借入金は、主に運転資金調達を目的としたものであり、支払期日は1ヶ月以内であります。

営業債務である未払費用及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また営業債務には外貨建ての債務は含まれておらず、市場リスク等はないと認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理は、日々残高照合を行い、当該管理状況については、定期的にリスクマネジメント委員会に報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当社が保有する金融商品の時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額を使用しております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	56,027	56,027	—
(2) 直販顧客分別金信託	140,187	140,187	—
(3) 未収委託者報酬	30,763	30,763	—
(4) 差入保証金	10,125	7,831	△2,294
資産計	237,105	234,810	△2,294
(1) 短期借入金	20,000	20,000	—
(2) 未払費用	7,445	7,445	—
(3) 未払金	9,906	9,906	—
(4) 未払法人税等	2,096	2,096	—
負債計	39,447	39,447	—

当事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	163,353	163,353	—
(2) 直販顧客分別金信託	112,253	112,253	—
(3) 未収委託者報酬	44,883	44,883	—
(4) 差入保証金	9,878	8,028	△1,850
資産計	330,369	328,519	△1,850
(1) 未払費用	11,951	11,951	—
(2) 未払金	13,335	13,335	—
(3) 未払法人税等	3,135	3,135	—
負債計	28,421	28,421	—

(注) 1. 金融商品の時価の算出方法

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 直販顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

- (1) 短期借入金、(2) 未払費用、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	56,027	—	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	140,187	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	30,763	—	—	—
(4) 差入保証金	—	—	8,028	—
合計	226,979	—	8,028	—

当事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	163,353	—	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	112,253	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	44,883	—	—	—
(4) 差入保証金	—	—	8,028	—
合計	320,490	—	8,028	—

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 短期借入金	20,000	—	—	—
合計	20,000	—	—	—

当事業年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度末（平成27年3月31日現在）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度末（平成28年3月31日現在）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

当事業年度 (自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
未払事業税	379 千円	674 千円
繰越欠損金	310,180 千円	325,171 千円
減価償却超過額	1,210 千円	1,105 千円
繰延税金資産小計	311,771 千円	326,951 千円
評価性引当額	△ 311,771 千円	△ 326,951 千円
繰延税金資産合計	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのものは 30.86%、平成 30 年 4 月 1 日以降のものについては 30.62%にそれぞれ変更されております。
この税率変更が財務諸表に与える影響はありません。

(資産除去債務等関係)

前事業年度 (自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日)
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度 (自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日)
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度 (自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

当事業年度 (自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントの概要

当社の事業セグメントは、投資信託事業の設定、運用、販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

前事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

普通株式が存在しないため、該当事項はありません。

当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

普通株式が存在しないため、該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 【中間貸借対照表】

		第10期中間会計期間末 (平成28年9月30日現在)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)
(資産の部)				
I. 流動資産				
現金及び預金			100,910	
直販顧客分別金信託			112,241	
立替金			12	
前払費用			1,985	
前払金			1,065	
未収委託者報酬			50,335	
未収入金			1	
未収消費税等	※1		775	
流動資産計			267,328	93.5
II. 固定資産				
(1)有形固定資産	※2			
建物附属設備			4,508	
器具備品			1,790	
有形固定資産合計			6,299	2.2
(2)無形固定資産				
ソフトウェア			2,091	
無形固定資産合計			2,091	0.7
(3)投資その他の資産				
差入保証金			9,755	
その他			310	
投資その他の資産合計			10,065	3.5
固定資産計			18,456	6.5
資産合計			285,784	100.0

		第10期中間会計期間末 (平成28年9月30日現在)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)				
I. 流動負債				
預り金			15,345	
顧客からの預り金			4,074	
前受金			443	
未払費用			12,741	
未払金			11,284	
未払法人税等			2,977	
流動負債計			46,866	16.4
負債合計			46,866	16.4
(純資産の部)				
I. 株主資本				
資本金			680,941	238.3
資本剰余金				
資本準備金		680,941		
資本剰余金計			680,941	238.3
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△1,122,964		
利益剰余金計			△1,122,964	△392.9
株主資本計			238,917	83.6
純資産合計			238,917	83.6
負債・純資産合計			285,784	100.0

(2) 【中間損益計算書】

		第10期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)
I. 営業収益				
委託者報酬			101,068	
その他営業収益			165	
営業収益計			101,234	100.0
II. 営業費用				
広告宣伝費			6,159	
事務委託費			39,580	
支払手数料			24,405	
その他			2,877	
営業費用計			73,023	72.1
III. 一般管理費				
給料			55,720	
役員報酬		10,950		
給料手当		44,770		
法定福利費			6,980	
租税公課			2,659	
地代家賃			4,152	
支払報酬			4,266	
固定資産減価償却費	※1		1,027	
その他			10,028	
一般管理費計			84,833	83.8
営業損失			56,622	△55.9

		第10期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)
IV. 営業外収益				
受取利息			9	
受取手数料			294	
その他			0	
営業外収益計			303	0.3
V. 営業外費用				
その他			13	
営業外費用計			13	
経常損失			56,332	△55.6
税引前中間純損失			56,332	△55.6
法人税、住民税及び事業税			475	0.5
中間純損失			56,807	△56.1

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

器具備品 5年

無形固定資産…定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

表示方法の変更

(中間損益計算書)

前中間会計期間において、「一般管理費」の「その他」に含めていた「法定福利費」は、重要性が増したため、当中間会計期間より独立掲記することとしております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末(平成28年9月30日)

※1 消費税及び地方税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未収消費税等として表示しております。

※2 有形固定資産の減価償却累計額 1,876千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)

※1 減価償却実施額

有形固定資産 577千円

無形固定資産 326千円

(リース取引関係)

当中間会計期間(自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社におきまして、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

営業債務である未払費用及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また営業債務には外貨建ての債務は含まれておらず、市場リスク等はないと認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理は、日々残高照合を行い、当該管理状況については、定期的にリスクマネジメント委員会に報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当社が保有する金融商品の時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額を使用しております。当該価額の算定に置いては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間末（平成28年9月30日）

	中間貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	100,910	100,910	-
(2) 直販顧客分別金信託	112,241	112,241	-
(3) 未収委託者報酬	50,335	50,335	-
(4) 差入保証金	9,755	8,028	-1,726
資産計	273,243	271,516	-1,726
(1) 未払費用	12,741	12,741	-
(2) 未払金	11,284	11,284	-
(3) 未払法人税等	2,977	2,977	-
負債計	27,003	27,003	-

(注) 1. 金融商品の時価の算出方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払費用、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

当中間会計期間末（平成28年9月30日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	100,910	-	-	-
(2) 直販顧客分別金信託	112,241	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	50,335	-	-	-
(4) 差入保証金	-	-	8,028	-
合 計	263,487	-	8,028	-

4. 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額
当中間会計期間末（平成28年9月30日）
該当事項はありません。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成28年9月30日）
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）
該当事項はありません。

(資産除去債務等関係)

当中間会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当中間会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントの概要

当社の事業は、投資信託事業の設定、運用、販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当中間会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）
普通株式が存在しないため、該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 平成28年12月28日

作成基準日 平成28年12月6日

本店所在地 東京都千代田区平河町2丁目4番5号
お問い合わせ先 コンプライアンス部

独立監査人の監査報告書

平成28年6月8日

コモンズ投信株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
公認会計士 駕海 量明
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているコモンズ投信株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コモンズ投信株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月6日

コモンズ投信株式会社

取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

指 定 社 員
公認会計士 鴛 海 量 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているコモンズ投信株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、コモンズ投信株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。